

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

この審査は、市長から提出された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査し、あわせて関係職員から説明を聴取して実施した。

第2 審査の期間

令和2年8月5日から令和2年8月7日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.54	20.00
連結実質赤字比率	—	18.54	30.00
実質公債費比率	12.3	25.0	35.00
将来負担比率	83.2	350.0	

注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がなく、算定されないため「—」を記載

(2) 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和元年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
松浦魚市場特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
臨海土地造成事業特別会計	—	20.0
工業団地造成事業特別会計	—	20.0

注) 資金不足が生じていない会計は資金不足比率が算定されないため「—」を記載

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を判断する比率である。実質赤字比率の早期健全化基準は 13.54%であるが、一般会計等の実質収支は黒字であり、該当数値はない。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む全会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を判断する比率である。

連結実質赤字比率の早期健全化基準は 18.54%であるが、対象となる一般会計をはじめとした全会計の実質収支額は黒字であり、該当数値はない。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す比率であり、3カ年の平均値で表す。

実質公債費比率は 12.3%となっており前年度と同じである。早期健全化基準の 25.0%と比較するとこれを下回っており、適正な水準の範囲内にある。単年度で見た場合、前年度に比して 1.2ポイント改善している。

年度別でみると、ここ数年 11～12%台で推移し適正な水準にあるが、できるだけ比率を改善すべく、基金等有効活用できる原資があれば高利公債の繰上償還を進めると共に、企業版ふるさと納税の確保や適正課税による税収向上等により償還原資の確保に努められたい。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計の借入金や、将来支払うべき可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率である。

将来負担比率は 83.2%となっており、前年度からすると 3.8ポイント悪化している。早期健全化基準の 350%と比較して基準を下回っているものの、県内13市の平成30年度平均 8.0%と比較すると、本市は平均を大きく上回っている。

更に今後の人口減少と令和2年度に普通交付税の合併算定替特例が終了すること等を鑑みると、ますます厳しい財政状況になると思われる。

比率を改善すべく、積極的な補助金の活用、起債の抑止と可能な限りの繰上償還及び各会計の基金積立増額等計画的な財政運営に努められたい。

(5) 資金不足比率について

資金不足比率とは、企業会計ごとに算定するもので公営企業会計の資金不足額が料金収入等の事業規模に占める割合を表した指標であり、経営状態の深刻度を示すものである。

各会計の資金不足は生じておらず、該当数値はない。